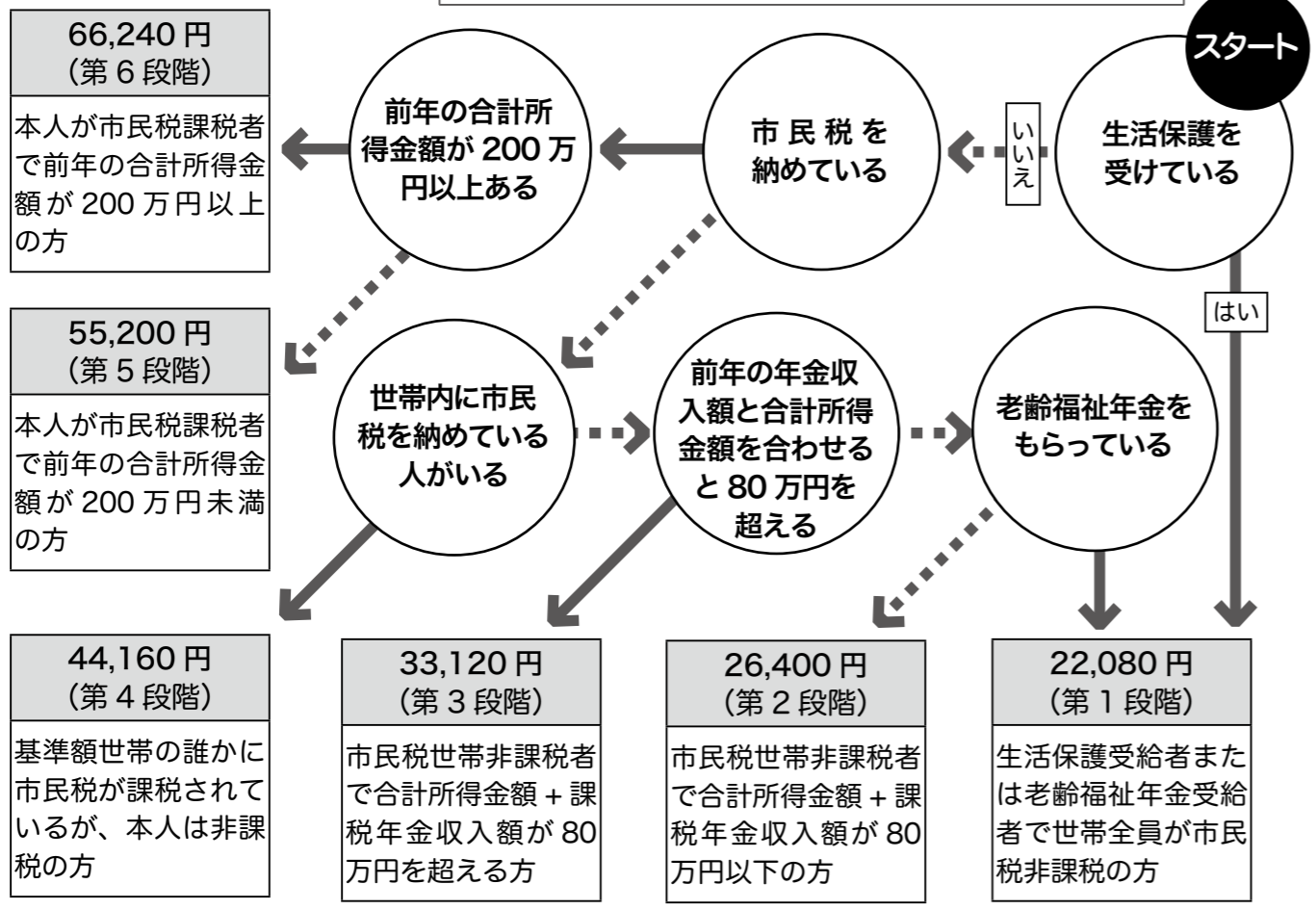


介護保険 三二知識 ③

「あなたの介護保険料(年額)はどのくらい?」(平成18~20年度)

表のみかた...質問に「はい」か「いいえ」で教えてください。
 ・「はい」の場合 ← へ進む
 ・「いいえ」の場合 → へ進む



すべての農家が「収支計算」による申告に

農業所得の 申告方法が 変わります

収支計算とは

実際の総収入金額から実際の必要経費を差し引いて所得を計算する方法です。

【収支計算の算式】
 総収入金額 - 必要経費 = 所得金額



収支計算に必要な記録や領収書は

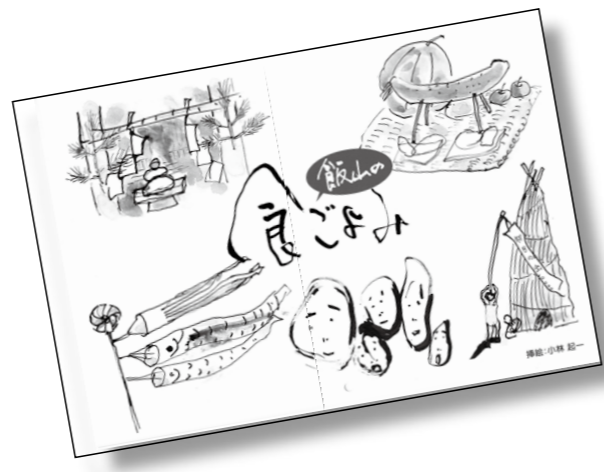
- 農作物を販売したときの記録と、出荷伝票や請求書および領収書の控えなど
- 農作物を家事消費(自家消費や兄弟親せき等への贈答など)したときの記録
- 農作物を事業消費(米などの農作物の現物による小作料の支払いなど)したときの記録
- 肥料、農薬、農業用トラックのガソリン代など農業所得を得るためにかかった経費に係る記録と、請求書や領収書など
- 年末において在庫(未販売・未使用)となっている農作物、肥料、農薬、諸材料などの記録

※主なものを記載しましたが、領収書等を残していない経費は認められないことがありますので、平成19年の申告のために平成18年1月1日以降の農業にかかわるこれらの書類をなくさないように保存しておく必要があります。

ご不明な点は
 市役所税務課市民税係(☎3111内線161・162)までお問い合わせください。

平 成18年分の農業所得の申告(平成19年2月~3月に申告するもの)からは、これまでの「経費目安割合方式」が廃止され、すべての農家が「収支計算」による申告になります。
 収支計算に移行することによって農家の方で自身が実際の収入・支出の把握をしなければなりません。そのため平成18年1月以降は領収書等を保存し記帳する必要があるとあります。(ただし、収穫した農作物の販売がなく、全量家事消費(自家消費および贈答)のみであれば、全量家事消費の申告をしていただきます。)

ご利用ください 『飯山の食ごよみ』



飯山市グリーンツーリズム推進協議会と飯山市「食の風土記」編纂委員会では、昨年発行した食の風土記から年間の食にまつわる行事の部分などを抜粋し、『飯山の食ごよみ』を作成、このたび市民の皆さんに全戸配布をしました。

『食ごよみ』は各月ごとの行事・行事食のほか、時期ごとの食の段取りなどが一目でわかるようになっています。

これは飯山で昔から行われてきた日常生活の中での食のかかわりを、市民の皆さんにもカレンダー感覚

で身近に置いてほしいと、全戸配布のほか、市内の小中学校などにも配布されます。

またこの冊子は、飯山の自然を生かした、グリーンツーリズムなどで飯山を訪れるお客様にも、風土や郷土食を知っていただくために活用していきたいと考えています。

※この冊子の内容は、一般的なものとなっております。地域によって多少内容が異なる部分もありますので、ご了承ください。

市営住宅入居者の募集

募集团地および戸数
 水上団地 2戸(3DKY)
 募集受付期間 8月22日(火)から8月30日(水)まで
 入居資格 ①現同居し、または同居しようとする親族がある方(高齢者等を除く)
 ②住宅に困窮している方
 ③前年の所得が公営住宅法で定める基準内の方
 ④市税等の滞納がない方
 申込用紙の配布・受付場所

市役所2階 都市計画課
 住宅・公園景観係(☎3111内線244)
 選考方法 申込件数が募集戸数を超えた場合は抽選とします。
 抽選日・抽選場所
 9月7日(木) 午前10時~
 市役所4階 第4委員会室
 その他 入居資格等、ご不明な点は都市計画課までお問い合わせください。

「子どもの人権相談所」を開設します

飯山人権擁護委員協議会と長野地方裁判所飯山支局では、いじめ・虐待等、子どもの人権問題解消のための活動を行っているところですが、活動の一環として子どもの人権相談所を開設します。

開設日 9月2日(土)
 開設場所 長野地方裁判所飯山支局 ☎2302
 開設時間 午前9時~午後3時
 相談担当 子どもの人権専門委員

上記以外の日においても、土日祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで、子どもの人権問題について相談を受けていますので、ご利用ください。

また人権擁護委員はいつでも相談にのりますので、お気軽にご相談ください。